

吉備国際大学研究紀要
(人文・社会科学系)
第34号, 43-57, 2024

「死」はだれのものか

——事件・災害報道における被害者氏名の報道に関する考察

大谷 卓史

Who Should Own a “Death?” :

Consideration of the Report of the Names of Victims in Incident and Disaster News

Takushi OTANI

Abstract

This article examines the social and cultural background of the customs of disclosing victims' names in Japanese press reports of incidents and disasters for an ethical analysis of whether press reports should be allowed to use the names and likenesses of the victims. In general, many commentators require or recommend that the names and likenesses of incident and accident victims must not be disclosed in press reports to protect them and their families and neighbors from the destruction of the victims' social reputations and their families and neighbors' tranquil lives by the media's exaggerated or false reporting and the social presumptuous attentions. Although we agree with the argument for protecting their human rights, we aimed to explore whether press reports that disclose the names and likenesses of victims have no positive consequences and social functions before abandoning such customs. We found that honest and empathic press reporting in which the disclosure of the victim's identity could have a sort of grief care function for bereaved families, and that such reporting had also the features of a death announcement in the traditional Japanese community, which collectively undertakes the funeral ceremony and mourns the death. In addition, we found that disclosing the identities of victims of large disasters is needed to execute appropriate remedial measures for the local communities and bereaved families. Furthermore, we suggested that the public opinions that support victim anonymization in press reports may correlate to the social phenomena called “privatization of death,” observed in funeral ceremonies by cultural anthropologists who examined the changes over the years in the proportion of family funerals to private funerals in obituary notices in a national paper.

Key words : journalism ethics, anonymous report, exaggerated and false reporting harms, grief care for bereaved family, “privatization” of death

キーワード : ジャーナリズム倫理, 匿名報道, 人権保護, 報道被害, 遺族のグリーフケア, 死の「私事化」

1. 問題設定

本稿は、報道における被害者の氏名・顔写真を使用すべきかどうか倫理的検討のための予備的な考察として、事件・事故報道における被害者氏名や肖像を開示する慣習の社会的・文化的背景について考察する。

現在日本のメディアにおいては、いわゆる「実名報道主義」が取られている。すなわち、事件・事故の報道において、少年事件の被疑者となった少年の身元を推知できる記事掲載を禁止する少年法61条を根拠とする場合¹⁾など、特別な例外を除き、その関係者の氏名・身元情報は原則的にそのまま報道すべきであるという考え方が採用されている（朝日新聞社 2012；日本新聞協会編集委員会 2006；日本新聞協会 2022a；日本新聞協会 2022b）。

その一方で、一般的に、現代においては、事件・事故報道において被害者氏名は匿名にして報道しないことが望ましいという考え方が広がっている。まず、法学者・法律家およびジャーナリスト経験者などを中心として、被害者および遺族のプライバシーの保護や、いわゆる「メディアスクラム」による被害を防止するため、被害者の匿名報道が望ましいとする意見が強い（浅野 2019；梓澤 2007；曾我部 2016；曾我部 2019）。また、20年以上前の調査ではあるものの、内閣府の「犯罪被害者に関する世論調査」（内閣府 2000）によれば、犯罪被害者の実名や写真がマスコミで報道されることについて、「問題がある」とする者の割合が68.8%（「問題がある」35.6%＋「どちらかといえば問題がある」33.2%）となり、「問題はない」とする者25.7%。（「どちらかといえば問題はない」11.0%＋「問題はない」14.7%）を大きく上回っている。

さらに、犯罪被害者に対するアンケート調査においても、報道による二次的被害経験を受けたとする回答者は多い。警察庁（2010）の「平成21年度犯罪被害類型別継続調査」においては、継続調査において3年間連続回答の犯罪被害者につき、被害からの主観的回復状況が回復傾向にある者は47.4%、悪化傾向にある者は52.1%が報道関係者からの二次的被害を経験したとする。また、名古屋市の「名古屋市犯罪被害者等ニーズ調査結果報告書」（名古屋市 2017:15-18）によれば、回答者²⁾の40%がマスコミから二次的被害を受けたことがあると回答する。このように、犯罪被害者や遺族は、一般的に実名・顔写真を含む被害報道を望まないようにも思われる。

ところが、次節で示すように、「実名報道」をしてほしかった、または、実名報道でよかったとの被害者遺族の発言もある。海外に目を向けても、必ずしも事件・事故報道の加害者・被害者は匿名ではない。イギリスの事件・事故報道においては、加害者・被害者の人柄や生活も含め相当な事件の背景情報を与え、事件・事故を実名で報じている（澤 2019）。

本稿においては、事件・事故の被害者について実名または匿名のいずれで報道すべきか規範的判断のための予備的考察として、事件・事故報道における被害者の実名・匿名がどのような社会的意義・社会的機能を有するか犯罪被害者遺族の発言および、報道に限らず、被害者の氏名を記録・公表する社会的慣習、事件・事故の被害者に限らず新聞における死去・死亡を伝える記事の社会的機能について調査・検討する。

本節に続く第2節においては、死亡被害者の遺族にとって被害者氏名報道がどのような意義を有するか被害者家族の発言から考察する。第3節では、死亡被害

者の遺族にとって被害者氏名報道がどのような危害・迷惑を及ぼすか検討する。

第4節から第6節では、事件・事故報道を含む個人の死亡を実名で伝える記事の有する社会的機能を考察する。ここでは、個人の死が地域コミュニティの人々を中心として社会的に悼まれる出来事から、近親者のみで悼み故人の喪失を慰謝するプライベートな事柄へと変容したことが、個人の死亡を伝える実名記事の社会的ニーズを急速に減少させるとともに、実名の死去の告知や報道がプライベートな領域における近親者による故人の追慕・追悼を妨害する要素と認識されてきた可能性を示す。そのため、先行研究として、死と葬送儀礼の「個人化」や「私事化」と呼ばれる現象を指摘する民俗学的研究を示し（第4節）、全国紙記事データベースを用いて死亡記事と私的な葬送儀礼を示すと考えられる「密葬」や「家族葬」を含む死亡記事との大まかな経時的推移をまとめ（第5節）、これらを基礎として、個人の死亡を実名で伝える新聞記事の社会的機能について考察を加える（第6節）。

最後に、上記の検討を要約したうえで、事件・事故の被害者の実名を含む報道の社会的機能の考察・検討や、実名報道の危害をもたらす条件を十分に検討しないまま、匿名報道が望ましいと結論づけることには留保が必要であろうことを示す。ただし、本稿は実名報道がよいとする予断にも与しない。

2. 遺族にとっての被害者氏名報道の意義と社会的機能

一般的に死亡被害者の遺族にとって、被害者氏名報道は忌避すべきものと考えられがちだが、報道を行ってほしい／ほしかったという被害者遺族の声も少なくない³⁾。

例1) 「桶川ストーカー殺人事件」被害者遺族

1999年にストーカー被害にあったうえで女性が殺害

された事件の被害者遺族は、「集中豪雨型」メディアスクラム被害にもあった一方で、匿名による報道は被害者の「名前とともに歩んだ人生」を無視することとなると主張する（FNNプライムオンライン編集部2020a）。また、被害者の「本当の姿を報道されたから」、事件から長い時間が経過しても被害現場で見ず知らずの人が手を合わせている姿が見かけられるし、「実名にしないと事実すら無くなってしまう」とも主張する（FNNプライムオンライン編集部2020a）。本事件被害者は、事件の警察発表直後に報道関係者が被害者遺族の自宅周辺に殺到し、生活が脅かされる「メディアスクラム」被害に遭ったとしても、実名報道じたいは必要だったし、望ましかったとする。

ただし、本事件被害者遺族の主張は、以下の2つの理由から被害者遺族が共有しうると一般化するのには注意が必要である。

第一に、本事件報道においては、被害者の落ち度を指摘するマスメディアの大勢に抗して、警察発表の伝聞から取材をはじめて独自の取材を継続し、事件解決のきっかけとなる殺害実行犯を特定して報道した記者と写真雑誌が存在した。同記者とその所属する雑誌は重要な情報提供者だった被害者の友人との約束を守り、加害者情報が警察発表から得られない中で読者・視聴者の興味を引こうと被害者の落ち度を大きく報道するほかのマスメディアとは異なり、被害者の名誉・評判を傷つけない記述を行った（清水2008）。

第二に、本事件においては、殺害に至るまでに加害者グループのいやがらせ・つきまとい行為が存在し、被害者の生前に被害者とその遺族がこの事実について警察に相談し告訴したにもかかわらず、警察の担当者やその上司が事件の隠蔽を図っていた。この事実も上記記者らが取材で明らかにしたものである（清水2008：163-183, 228-239, 272-309）。

このように、取材・報道を通して事件解決のきっかけをつくり、被害者・被害者遺族の意に反する、警察の事件隠ぺいを明らかにすることで、遺族との信頼を

構築しえたマスメディアと記者が存在したことで、被害者遺族はマスメディアの実名報道がもつメディアスクラムを呼び寄せ、被害者や被害者遺族が再び傷つけられる効果（いわゆる「二次被害」）を超えた意義を認識できたと考えざるをえない⁴⁾。

例2)「名古屋市西区主婦殺害事件」被害者遺族 (FNNプライムオンライン編集部 2020b)

本事件被害者遺族は、「メディアにとりあげられてもらうことは、未解決事件の遺族としてはすごくありがたいなとも思っています」と説明し、マスメディア等で事件が継続して報じられ「事件が忘れられていない」ことが励まされることと述べる。また、「遺族会」（詳細な説明はないものの、犯罪被害者の遺族の集まりと考えられる）も事件直後は事件や被害者について話したいと考える者はほとんどいないものの、加害者の刑が確定するなどして、事件について振り返り深く考える余裕が出ると、自分自身の怒りなどの感情を「メディアに訴えたい」、自分自身が事件について考え・感じたことを伝えたいと考えるようになるのではないかと、自らの経験から振り返る。このとき実名報道だったことが被害者遺族には大きな意味をもつと、同事件の被害者遺族は次のように説明する。「同じ被害者遺族でも、実名で報道された人のところには、メディアが来て、話を聞いてくれるんだけど、ウチは匿名だったから、誰も来ない…。あの人、取材してもらえていなあ、と思うタイミングが絶対に訪れると思うんです。いまだに言われますよ、『高羽さん [引用者註：被害者遺族の同インタビュー記事の語り手] とこ、取材しよっっちゃう来ていいねえ』って。遺族の会でもね。」(FNNプライムオンライン編集部 2020b)。本記事は、事件から時間が経過した時点においては、事件の実名報道が被害者遺族に対して感謝を与える可能性を示唆している。

例3)「津久井やまゆり園事件」被害者遺族

知的障害者施設津久井やまゆり園で19人が殺害された事件では、事件被害者が匿名で報道された事実については、被害者や遺族の立場からではないものの、同施設の元職員や障害者から匿名報道が行われたことによって、殺害された人々の生命が軽んじられている、または障害者一般が軽んじられているのではないかなどの声が報道されている⁵⁾。

ところで、例1および例2は、マスメディアの取材・報道のあり方によって、被害者および被害者遺族の実名報道・匿名報道に対する意識は大きく変わる可能性があることを示唆している。例1においてはメディアスクラムがあり、被害者の人物像を歪曲して伝える悪意ある大量の報道が生まれた一方で、被害者の親しい友人との約束を守り被害者の人となりや彼らの記憶をもとに伝え、被害者遺族に対しても報道被害を与えないよう慎重に取材した記者がいた(清水 2008)。一方で、例2においては「メディアスクラムはなかった」と遺族は言い、また「事件直後お世話になった」とのことばでマスメディアに言及している(FNNプライムオンライン編集部 2020b)。マスメディアの報道姿勢を考慮せず、実名報道・匿名報道のいずれが望ましいか判断することは難しい。

上記のように、日本社会において、被害者遺族の間にも、被害者氏名報道に対する希望・期待がある背景には、死亡被害者の被害者氏名報道が被害者遺族に対して次のような意義および社会的機能を有しているからと考える。

(1)「死亡記事」的機能——死の告知機能

被害者氏名の報道によって、社会および身近なコミュニティに対して人の死を告知することになる。日本においては、少なくとも2世代程度前の社会・コミュニティにおいては、人の生物学的死を社会的・文化的な死に転換する葬儀は、コミュニティの人々が重要な役割を果たすイベントであった(山田 2007など)。

また、海外においても、コミュニティにおける新聞の死亡記事は相当大的な役割を果たしている。事件・事故での死亡だけでなく、誰かが亡くなったという情報は、コミュニティにとって重要な意義を有する場合がある。

事件・事故報道に関しても、少なくとも弔問が、死去したご本人・遺族との交際として重要な意義を持つ限りは、死亡記事としての社会的機能が重要であると考える⁶⁾。ただし、後述のように、現在は葬儀が社会的な儀式としての意義をだんだんと喪失し、家族・親族や親しい友人などの親密な領域の儀式とみなされるようになってきていることから、死亡記事としての機能は意義を弱めている。

(2) 大規模災害における救助活動円滑化と確実な情報の拡散の支援

全国知事会（2021）は、大規模災害における氏名公表の是非を検討し、氏名公表をどのように行うかガイドラインを提供する。同文書によれば、大規模災害時における死亡者・行方不明者名の公表は、遺族のストーリーやDV加害者等に居場所を伝えるなど遺族に危害を及ぼすリスクの存在から個人情報保護への配慮が必要なものの⁷⁾、次のような利点があるとされる。第一に、行方不明者氏名の公表は行方不明者の安否確認をより容易・迅速にするなど「救出・救援活動の効率化・円滑化」に資するとされる。また、氏名情報を公表することで不確実情報の拡散を防ぎ、「事実の明確化と知る権利に応える」とする（全国知事会 2011：2）。ただし、同ガイドラインは死者・行方不明者の氏名公表とその手続きに関しては、見本例を示すのみで、見本例の選択は各自治体の判断にまかせる⁸⁾。

死亡者名の公表に関しては行方不明者よりも公益性が低いとの評価もあるが（全国知事会 2011：2）、山崎・岡本・板倉（2023：61）は、「搜索を続ける救助隊や家族らの危険性の低減への寄与」や「搜索の効果を上げる」効果があることから、行政は発災時における氏

名公表のタイミングを示す「氏名公表タイムライン」⁹⁾の作成の際に、「死者の氏名公表（実名公表）も盛り込むことが災害対策としては望ましい」とする。さらに、本稿で示す（1）および（3）の社会的機能も想定できる。

(3) 「記念碑・慰霊碑」的機能——故人の想起と記憶の機能

国立広島原爆死没者追悼平和祈念館（写真1）の地下2階には、1945年8月6日に原爆が投下され被害を受けた町を360度のパノラマで表現し、町名を記した壁をもつ「平和祈念・死没者追悼空間」と併せて、原爆死没者の遺影や氏名を順次投影する「遺影コーナー」がある。この「遺影コーナー」は、一度に多数の人々が集合的に命を奪われた事実を抗して、犠牲者の一人一人が氏名と顔を持つ具体的な個人であったことを閲覧者に伝える¹⁰⁾。

2001年9月1日の米国に対する同時多発攻撃の犠牲者の複数の慰霊碑は、犠牲者の氏名や横顔を刻むものが知られている¹¹⁾。これらは、集合的に多数の人々が亡くなったが、この人々が具体的な氏名と顔を持つ個人であった事実を記憶し、社会が想起することで、慰霊を願うモニュメントであろう。

筆者の居住する岡山県のモニュメントを訪ねても、悲劇的な最期を遂げた個人の名を刻み、供養・慰霊を



写真1 国立広島原爆死没者追悼平和祈念館の建物正面。筆者撮影。

願うものがみられる（写真2，写真3）¹²⁾。

上記の例1)にあるように、事件・災害から時間が経過し、故人や事件を想起し、自己と故人とのかかわりや故人の死に対する感情を多くの人々に知らせることで慰謝を求める心理に加え、報道されることで、故人の悲劇的な死が社会に想起され、忘れられないことで、社会に見放されたわけではないという慰めを得る



写真2 岡山県岡山市北区の「石谷精輔之碑」。1932年日中戦争で戦死した陸軍航空兵大尉の顕彰・慰霊碑。筆者撮影。



写真3 岡山県倉敷市野上芳太郎供養塔。1897年発生の海難事故で亡くなった20歳の青年の供養塔。筆者撮影。

ケースも伝えられている（例2）。

報道ニュースにおいて実名を記し、遺族や親しい友人たちが記憶しているその人となり伝えることは、悲劇的な死を遂げた人々が具体的な氏名・顔をもつ個人として生きていたことを伝え、その悲劇を社会が想起することで、遺族や社会が故人の死や悲劇的な出来事を残された遺族たちの人生を生きる記憶や集合的な歴史的記憶にとどめ、その意味を理解しようとする試みにつながるものであるように思われる。名前を記憶することが、遺族の追慕感情や慰霊のための行為のうちで重要な役割を果たしていることが推測される。

津久井やまゆり園の殺傷事件被害者の遺族の中にも、事件報道において被害者の氏名が匿名とされることに悲しみや憤りを表現する方々がいることにもこれは通じるだろう。また、ヌスbaum (Nussbaum 2004=2010) が指摘するように、障害者を恥ずかしいものとして公共的な場から排除するという意味でのプライバシーの悪しき機能の例だろう（ただし、ヌスbaumは、ネーゲルのプライバシー擁護論への反論・批判として、このプライバシー反対論を提起しているものの、批判対象であるネーゲルの主張の重要部分を外しているように感じている。これは別稿で論じる）。

3. 死亡被害者の遺族にとっての被害者氏名報道の危害・迷惑

(1) 身近な者の死の受容とのかかわり

身近な者が亡くなったとき、死亡を事実として受け入れ、気持ちの整理をつけたうえで社会生活を再び営むというプロセスがある。葬儀は社会的・文化的に亡くなった事実を位置づけるとともに、遺族にとっては身近な大切な人々を失った事実を受け入れるために必要な過程でもある。この死の受容の中で、事件・事故が悲惨なものであるとき、その直後に被害者氏名を事件・事故の細部とともに、遺族が目にするのは耐え難い場合があるだろう。その一方で、被害者の死を受

け入れたうえで、被害者が生きていたことを社会的に記憶として残したいと考えるならば、死亡被害者に関する報道の「記念碑・慰霊碑」的機能への希望・期待が生まれてくるものと思われる。

(2) 好奇の目にさらされる迷惑とプライバシー侵害 (静穏権侵害含む)

被害者の氏名と住所（一般的に市町村レベルまで報道される）の報道によって、被害者や遺族が好奇の目にさらされることが、第一の迷惑として懸念される。衝撃的な事件・事故であれば、多くの人が注目し、場合によっては、加害者・被害者の自宅やその縁ある場所を訪ねようとする者もいるかもしれない（ただし、その一方で、被害者の被災現場・被害現場を訪れて、慰霊のために供え物をする「やさしい」習慣とも、このような行動は結びついているかもしれない）。

さらに、少なくとも昭和30年代から、被害者宅への迷惑電話被害は記録されており¹³⁾、被害者家族・遺族が迷惑電話やネット上の誹謗中傷等の被害にあうことがありえる。上記の「桶川ストーカー殺人事件」に関してもそうした被害があったと報道されている（清水 2008：297-298）。

(3) メディアスクラムによる危害

これが、被害者氏名の報道に反対する、または疑問視する多くの論考が指摘する直接的な危害である（浅野 2019；梓澤 2007；大谷 2017；曾我部 2016；曾我部 2019）。被害者の氏名と住所が報道されたことで、その情報を手掛かりに、被害者または被害者遺族宅に多くの報道陣が押し寄せ、遺族や近隣住民に多くの被害をもたらすことが指摘されている。

この被害に対する政策的・社会的対応が必要であることは確実であるものの、氏名の報道それじたいが生んだ被害ではなく、報道をきっかけにして、多くの報道陣が押し寄せたことが危害を構成する重要要素であることに注意したい。

ここで注意すべきこととして、被害者の実名報道・匿名報道の是非と、警察による事件発表における被害者の匿名化は区別する必要があることである（日本新聞協会 2013：44-59；朝日新聞事件報道小委員会 2012：16-18）。実名報道の必要性を主張する報道機関は、その理由の一つとして、匿名報道を採用した場合、個人情報保護¹⁴⁾等を理由にして警察が実名発表そのものを行わなくなる懸念もあげている（日本新聞協会 2014：14-40；朝日新聞事件報道小委員会 2012：16）。なお、2005年に閣議決定されて以来、犯罪被害者等対策基本計画においては、「警察による被害者の実名発表、匿名発表については、……個別具体的な案件ごとに適切な発表内容となるよう配慮していく」とされている¹⁵⁾。匿名報道には、メディアスクラムや、被害者および被害者遺族が広く好奇の目にさらされ、被害者・被害者遺族の名誉が毀損されるという危害（二次被害）を防止し、被害者および被害者遺族の人権を保護する効果がある。一方で、警察による事件発表における被害者の匿名化は、事件の存在じたいが社会的事実として認知されない危険がある。すでに見たように、「桶川ストーカー殺人事件」の解決と警察不祥事の暴露に至るきっかけも、記者クラブに所属しない雑誌の記者の、被害者名を含む警察発表の伝聞がきっかけだった。

4. 死と葬送儀礼の「個人化」「私事化」：先行研究から

2. (1) において、事件・事故における被害者氏名の報道は死亡記事としての機能があると指摘した。死亡記事は、被害者・遺族が所属するコミュニティの人々に被害者の死を告知する機能を有するものの、死を悼み生物学的死を社会的・文化的な死へと変換する葬儀が公共的なものから私的なものとなるにしたがって、死亡記事としての意義は薄れ、同時に、被害者氏名の報道が苦痛として受け取られると、本稿では仮定している。

葬儀・葬送の形式と社会的・文化的機能の時代的変遷に関しては、民俗学・歴史学の分野での研究の蓄積がある。久松(2015)は歴史学・民俗学における葬送儀礼の歴史の変容について文献レビューをまとめている。この論文によれば、葬送儀礼は、大きく地域共同体の行事から家族の行事へ、死者を送るためのものから遺族の悲しみをいやすものへ(新谷 2009)と変容したと説明される。

このような変容は「個人化」(村上 1990)と呼ばれ、すでに大正時代には始まったとされる。村上(1990)は、葬儀の参列者が地域コミュニティとは無関係な職場の人間になったこと、死にゆく者が自分の葬儀を最後の自己表現ととらえるようになったこと、この二つを指して「二つの個人化」と呼ぶ。

そして、葬送儀礼の性格の変容には、執行者が地域共同体から葬儀社へと移り変わり、通夜・葬儀の場が自宅・寺院から葬祭場へと変わっていくという外面的な変化も伴っていた¹⁶⁾。

新聞死亡記事を資料として利用する研究には、大きく分けると、①死亡者の死亡原因・場所等の統計的集約による医学的・医療政策的研究(倉内・西川(眞) 1958; 倉内・西川(眞)・高野 1958; 倉内・西川(眞)・西川(光)・西川(幸) 1958; 桜井 1987; 武田・江口 1988; 香川・小口 2004; 森岡・奥田 2012; 中村・松原ほか 2018)、②葬儀の形態・場所・自宅からの距離・死から葬儀までの時間間隔などの統計的集約による多様な分野の研究(坪内 1980; 石川・八木澤・吉村 1992; 田中・八木澤 1999; 諸岡 2002; 藤岡 2015; 渡邊・阿留多伎 2006; 阿留多伎・渡邊 2007)が見られる。後者に関しては、葬儀施設の立地や構造等を検討するための建築学的研究や、現代におけるライフスタイルの変化を位置づける家政学的研究、喪主の変遷から家意識の変化を見る家族者貴学的研究などがある。本稿において重要なのは、後者の研究である。

後者については、新聞に掲載された宮城県仙台市の葬儀情報を分析した渡邊・阿留多伎(2006)および阿

留多伎・渡邊(2007)が、本発表の研究においてはとくに注目される。これらの論文は、新聞に掲載された平成16年度(2004)と平成6年度(1994年)の葬儀情報をデータベース化したデータを比較し、葬儀の新聞への「掲載率の低下」と、寺院から葬祭場への葬儀執行場所の比率の増加という現象から、葬儀において「私事化」という大きな変化が、上記の10年間でも見て取れると主張している。「私事化」とは、渡邊・阿留多伎(2006)によれば、「公的世界に対する私的世界の相対的比重増加を人々が選択的に重視する傾向」とされる。

渡邊・阿留多伎(2006)においては、仙台市における新聞の葬儀情報の「掲載率」は、全国紙(朝日新聞)および地域紙(河北新報)における葬儀情報掲載数/死亡者数で求められ、平成6年度は34.6%(1,659件/4,783人)、平成16年度は25.1%(1,537件/6,112人)である。この変化は、「葬儀を社会的に公示する必要性の低下」として、地域コミュニティによる執行や参列の必要性の低下と結びつけて捉えられている。

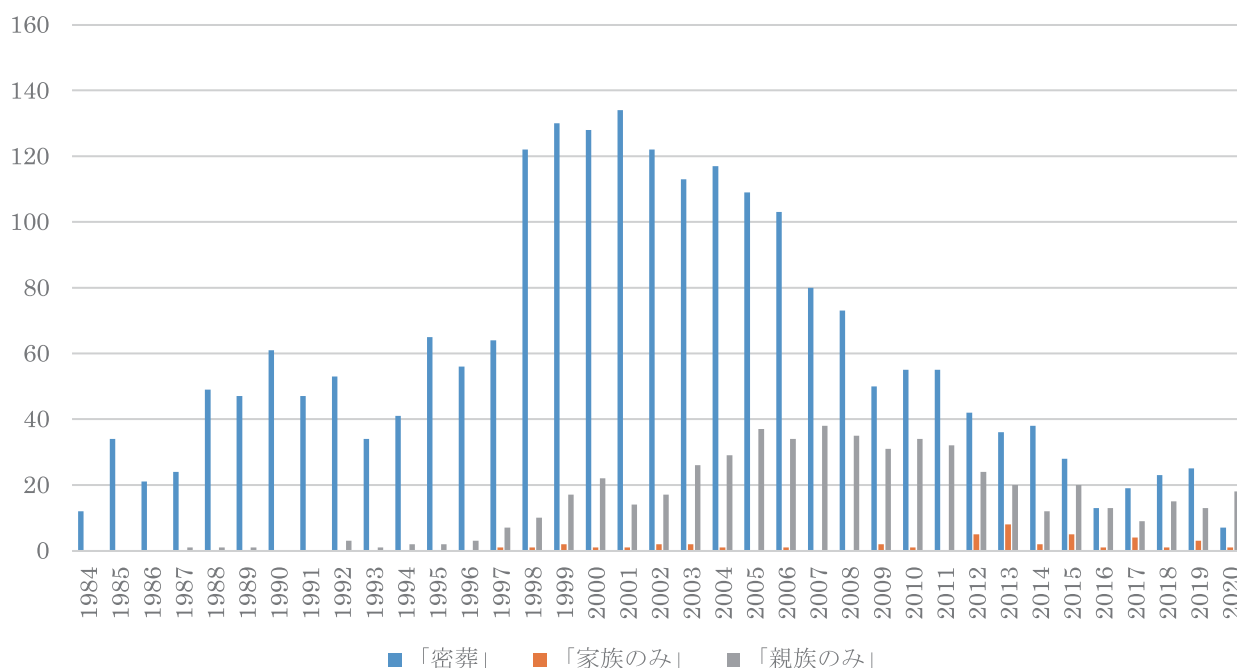
本稿においては、新聞記事における事件・事故の被害死亡者の匿名化希望が近年高まっている背景には、渡邊・阿留多伎(2006)が指摘する「葬儀を社会的に公示する必要性の低下」が大きな影響を与えていると仮定し、同論文と同様に、新聞の死亡記事に着目する方法で全国的傾向を見ることを試みる。

5. 死の私的領域への後退—「密葬」「家族葬」の語から見る

(1) 調査の方法

本発表においては、全国紙オンラインデータベース(「朝日新聞朝刊FULL」)における1984年から2019年までの死亡記事の掲載数と、さらにそのうち「家族葬」「密葬」と記載のある記事の数を、いずれも機械的に数え上げたうえでその比率を数え上げる。死亡記事をカウントするにあたっては、「死去」と見出しおよび

朝日新聞1984-2020における私的葬儀の死亡記事



グラフ1 「密葬」「家族のみ 葬儀」「親族のみ 葬儀」の3つのキーワードを含む記事の推移 (1984-2019)。

本文にある記事を死亡記事と見なす。

同一人物の死去についての重複記事や、日本居住者以外の死亡記事を検索することを機械的に行うことは、氏名に相当する文字列のみを抽出し計量することが難しいことから実施しなかった。今回は、葬儀の私事化に関する大きな傾向を観察するという目的を考慮し、同一人物の死去についての重複記事および日本居住者以外の死亡記事の排除は行わないこととした。

そのうえで、私事葬率1 (家族葬+密葬/掲載数(重複および日本非居住者の記事を除いた数))、掲載率(掲載数/全国死亡者数)、私事葬率2 (家族葬+密葬/全国死亡者数) を求め、その経時的変化を見る。

(2) 調査結果

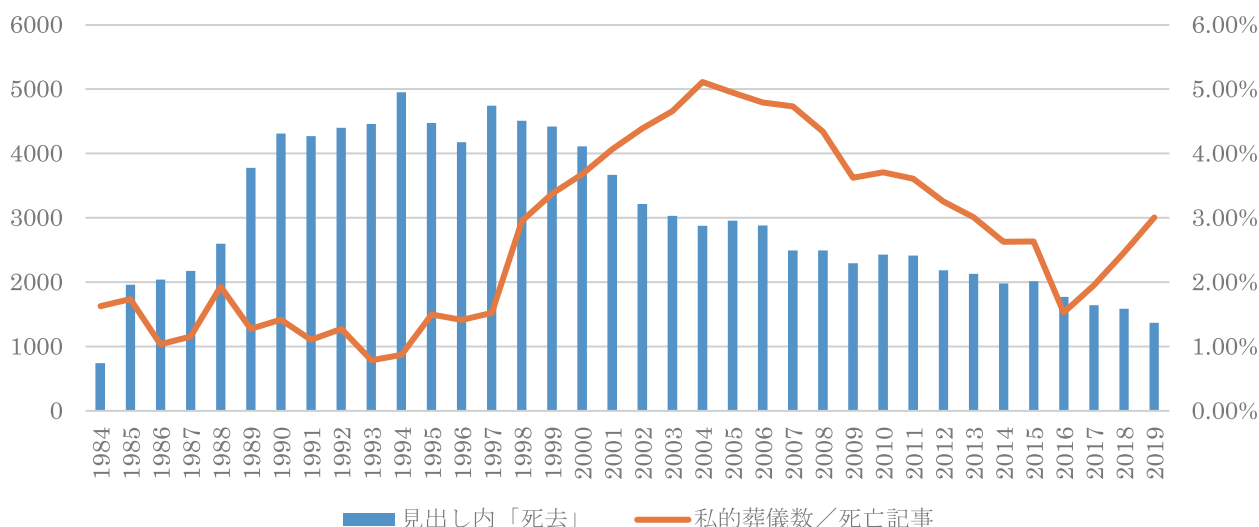
グラフ1は、「密葬」「家族のみ 葬儀」「親族のみ 葬儀」の3つのキーワードで検索した結果を棒グラフで示したものである。予想と違って、2001年ころをピークとして、2010年代には、「密葬」の語を含む死亡記

事は少なくなる。「親族のみ」の葬儀の記事は2000年代以降増加するものの、2010年代以降やはり減少している。

一方、死亡記事総数(ここでは、見出し内に「死去」のある記事の総数である。重複および日本非居住者の記事も含む)は1994年から2000年頃までは、約5,000件をピークとして4,000件台であるものの、2000年以降減少傾向にあり、2019年には1,365件となり、1984年に次ぐ低い数となる。1984年の年間死亡者数が740,247人、1985年が752,288人であったのに対して、2018年および2019年の死亡者数はそれぞれ1,362,470人、1,381,093人と、1.84-1.87倍程度に増加している。一方で、年間死亡者数に対して死亡記事の掲載割合は、0.26% (1985年) に対して、0.11% (2018年)、0.1% (2019年) と減少している。なお、死亡記事数が最大の1994年において、死亡記事数4,948件に対して、年間死亡者数は875,933人であり、0.56%である。

なお、年間死亡者数は、「厚生労働省令和2年(2020)

死亡記事数と「私的葬儀」の割合の推移



グラフ2 死亡記事数（見出し内に「死去」のある記事の総数）および「私的葬儀」の割合（記事中に「密葬」「家族のみ 葬儀」「親族のみ 葬儀」の3つのキーワードを含む記事の死亡記事総数に占める割合）の推移（1984-2019）。

人口動態統計月報年計（概数）の概況」の第1表を参考にした。

6. 考察

渡邊・阿留多伎（2006）および阿留多伎・渡邊（2007）は、仙台市および札幌市の平成16年度（2004）と平成6年度（1994年）の葬儀情報をデータベース化し、仙台市の死亡総数（4,783→6,112）と葬儀情報の掲載数（1,659→1,537）との割合（掲載率）から、10年間で掲載率が9%減少している（34.6%→24.1%）。この葬儀情報は葬儀広告（有料）およびお悔やみ欄記事（無料）をともに含むもので、仙台市では葬儀広告が9割を占めるとされる。遺族が意図的に料金を支払う葬儀広告の割合が高いことから、相対的に葬儀情報の掲載率が低いと同論文は指摘する。

本調査においては、葬儀広告・お悔やみ欄という組合せではなく、朝日新聞紙面に掲載された死亡記事を機械的に数える方法を採用している。葬儀情報だけで

はなく死亡にかかわる記事を利用しているため、内外の要人の死去を伝える記事を含めて、比較的著名な人士の死を伝える記事をすべて数えていると考えられる。この結果年間死亡者数に対する死亡記事数の割合は相当に低い（0.1-0.5%程度）。とはいえ、全体の傾向として死亡記事数の減少と、年間死亡者数に対する掲載率の低下という現象が十分に観察される。

2000年代に見られた私的葬儀数割合の低下は、掲載率じたいの減少（1994年0.5%、2018年0.11%、2019年0.1%）を反映していると考えられる。掲載率じたいの減少にもかかわらず、2016年以降私的葬儀数割合が上昇していることが注目される。

7. まとめ

朝日新聞記事データベースにおける死亡記事および、そのうちの「私的葬儀」の数と割合、年間死亡者数の死亡記事数との比較から、日本全体として、死亡記事の掲載率が2000年代には減少し、私的葬儀が増加

している傾向がうかがわれた。これは、民俗学や家族社会学などにおいて指摘されてきた葬儀の「個人化」「私事化」という現象を反映していると考えられる。このような葬儀の「個人化」「私事化」という大きな社会的傾向を見ると、葬儀のために故人の死去を伝え、社会で共有する遺族の期待も大きく低下する傾向にあり、事件・事故を含む死亡記事における実名報道の必要性も低下している可能性が高い。

ただし、コミュニティと死のかかわりがどうあるべきかに関しては、この調査結果にかかわらず継続して考察が必要であると考え。「私事化」「個人化」によって、遺族や故人、コミュニティの何が変容し、何が喪失したかを洞察することを通じて、私たちの社会的・文化的死のあるべき形を想像することができる。

新聞における事件・事故報道における被害者の匿名化の是非を論じるにあたっては、メディアスクラムや被害者・被害者遺族の名誉棄損やプライバシー侵害などの報道被害の防止という観点からの実名記事の危害の検討に加えて、実名記事の社会的機能とその経時的変容の分析が必要である。すでに、2. で見たよう

に、被害者遺族のすべてが実名記事に対して否定的であるわけではないこと、メディアスクラムの有無を含め、被害者遺族がマスメディアおよびその報道する記事の表現・内容に対してどのような感情・印象をもつかによって大きく変わってくる可能性がある。むしろ被害者の氏名の匿名化が、被害者遺族の社会的孤立感を深め、被害者および被害者遺族に対する社会及びマスメディアの差別的感情の存在を示唆する場合もありえる。メディアスクラムや被害者・被害者遺族の名誉棄損やプライバシー侵害などの報道被害の防止と報道における被害者の実名・匿名表記の是非は、独立して考察すべき問題であることを本稿の検討は示しているものとする。

謝辞

本研究は、科研費基盤研究(B)「情報ネットワーク社会における「死」の再定義」(代表：折田明子 関東学院大学教授)(19H04426)の助成を受けたものです。

注

- 1) 令和4年(2022年)改正少年法(2021年5月21日成立、令和3年法律第47号)によって、18歳以上の少年(特定少年)のときに犯した事件について起訴された場合には、推知報道の禁止が解除される。ただし、起訴されたとしても、略式手続き(非公開の書面審理等により一定額以下の罰金・科料を課す手続き)の場合は除く。法務省(2021)参照。
- 2) 公益社団法人被害者サポートセンターあいちの支援対象者及び協力団体(NPO法人犯罪被害当事者ネットワークオアシス及びTAV交通死被害者の会)の会員もしくは協力団体に関わりのある犯罪被害者等、合計70名から回答を受けた。
- 3) 曾我部(2019)においては、実名報道原則の論拠として「(c)被害について訴えようとする被害者の存在」について、「当てはまる場面が限られ」、「逆に、まさに被害者の意思を尊重すべき論拠であると言える」と指摘する。災害報道に関しては効率的な救出・復旧活動の観点から自治体等による実名発表および報道機関の実名報道が望ましいものの、犯罪被害者保護に関しては一定の合理性があるように思われる。注4および注9、注15も参照。
- 4) 被害者・被害者遺族の取材における信頼関係構築の重要性は、朝日新聞事件報道小委員会(2012:103-105)においても強調され、「まずは、被害者その家族に取材の趣旨をきちんと説明し、信頼関係を築くことから始めたい」(朝日新聞事件報道小委員会2012:104)とされる。被害者・被害者遺族の取材において、記者は「……細心の注意を払」い、「……できる限り相手を思いやりながら話を聞くこと、被害者の状態や心情を正確に理解しようと努めること」を求

められる（朝日新聞事件報道小委員会 2012：104）。そのために、「①相手の意に反した取材はしない」、「②取材について説明する」、「③長期的視野で考える」、「④ステレオタイプな見方を捨てる」、「⑤立ち直りに必要な情報を伝える」ことが重要とされる（朝日新聞事件報道小委員会 2012：104-105）。ところで、マスメディア記者による事件の独自取材による「被疑者」特定は人権侵害にもなりかねない点に注意が必要である。本事件においては、記者が被害者の友人の情報提供を頼りに実行犯とその教唆犯と思しき人を特定して取材し（清水 2008：51-154）、警察の発表を待たずに逮捕見込みを予想しながら報道した（清水 2008：173-186）。同記者の記述を信じる限り、警察の捜査では被疑者集団の特定に至ったかどうか疑問が残るうえ、裁判において被疑者が犯罪を行った事実が認められたものの、同記者の行動は、裁判結果が出るまでは社会も特定人を犯罪者として扱うべきではないとする広義の「推定無罪原則」に反しているとも見える（淵野 2013）。しかし、事件報道におけるマスメディアの独自取材の機能と「推定無罪原則」のかかわりに関する検討は本稿の範囲を超える。

- 5) 「障害者殺傷事件 2年半“匿名”で語られる犠牲者」『ニュースウォッチ9』2019年1月放送。 <https://www.nhk.or.jp/d-navi/19inochi/movie190125.html>
- 6) 個人的経験として、大学2年時に受講していた「論理学」担当の著名な学者が逝去された。友人と連れ立ってお見舞いには出かけたものの、通夜・告別式は知らずに、後期開始後別の演習の担当教官からご逝去の知らせと併せて、「死亡記事等はいく目を通しておいたほうがよい」と助言された。このやり取りで、学生にとっては大学教官の通夜・告別式等に列席することは重要な礼儀と考えられていること、死亡記事の社会的機能を理解することがあった。
- 7) そのため、多くの自治体で死亡者・行方不明者氏名の公表に当たって家族の同意を必要とする自治体が多いとされる（全国知事会 2011：4, 12-13）。さらに、全国知事会（2011：3-5）は、公表主体を明確にしたうえで、公表する公益性を明確にし、個人情報保護法上の整理を行って、情報提供先との調整（市町村および警察など）を行い、家族同意を得るか、住民基本台帳の閲覧制限、公表の範囲と方法（制限も含め）をどうするか検討するよう勧告している。
- 8) 湯浅（2019）は、地方自治体における個人情報保護条例の多様性（いわゆる「2000個問題」）を念頭に、被災した場所の地方公共団体によって個人情報の提供・不提供や氏名の公表・不公表の差が生じることに疑問を呈している。
- 9) 氏名公表タイムラインに関しては、山崎・岡本・板倉（2021：54-61）を参照。なお、同書は、死者の氏名公表については、「いままさに救助を待つ被災者の個人の命をどう保護するかを最優先に考えるべき」こと、救助・救援における家族同意のないことを理由とする被災者氏名の非公表と死亡・生存の有無との区別ができないため、安否確認に支障が生じるという理由から、死者・行方不明者の氏名公表に家族同意は不要とするべきとする立場をとる（山崎・岡本・板倉 2021：59-60）。とはいえ、本文でも述べたように被災死亡者・行方不明者に被災生き残りの同居家族などがいて、この同居家族などが家庭内暴力・ストーキング等の被害から逃れているなどの理由から住所を明らかにしたくない場合など、被災死亡者・行方不明者の氏名を公表し、それがソーシャルネットワーキングサービス（SNS）等で拡散されることで、この被災生き残りの同居家族などが所在する地域が明らかとなることで危険が及ぶ可能性がありえる。消防・警察および行政が委託した捜索・救助活動者間での被災死亡者・行方不明者の氏名等の個人情報共有とマスメディアおよび一般に対する氏名公表とに分けて全国統一の基準・ルールを設けること、そして、SNSにおける被災死亡者・行方不明者の氏名のコンテンツモデレーションに関する業界内での基準・ルールを作成することが必要とされるように思われる。
- 10) 国立広島原爆死没者追悼平和祈念館の「平和祈念・死没者追悼空間」と「遺影コーナー」の概略については、同記念館のホームページ（<https://www.hiro-tsuitokinenkan.go.jp/floormap/index.html>）を参照。
- 11) 安部（2021a；2021b）および9/11Memorial&Museumのホームページ（<https://www.911memorial.org/>）を参照。
- 12) 写真3の野上芳太郎供養塔に関しては、レファレンス協同データベースに比較的詳しい背景情報が掲載されている。下記を参照。https://crd.ndl.go.jp/reference/modules/d3ndlcrdentry/index.php?page=ref_view&id=1000192573
- 13) 被害者と家族の身元が報道されたことで多数のいやがらせ・いたづら電話がかけられた事例では、昭和38年（1963年）発生のいわゆる「吉展ちゃん事件」が有名である。同事件では、新聞が誘拐被害者の失踪翌日4月2日に親の氏名

と住所、職業等を付記して失踪した子供の行方不明と誘拐の可能性を報じたところ（たとえば、朝日新聞昭和38年4月2日朝刊15頁）、多数のいたずら電話があったことが記録されている（本田 1977：39；中郡 2008：15）。

- 14) ただし、加害者・被害者を匿名にすることで、無関係な人が加害者・被害者であるとの推測のもとで、プライバシー侵害や名誉棄損に該当するような被害を受ける可能性も指摘されている（朝日新聞事件報道小委員会 2012：15）。この匿名による害は、現代社会においては、いわゆる実名報道による被害と同様に、地域社会や職場などの範囲を越えて、ソーシャルネットワークサービス（SNS）などでも集合知による推測のもと（誤った）個人特定が行われることで発生し広がる可能性がある。
- 15) 『第4次犯罪被害者等対策基本計画 令和3年3月』, 20-21, 50. 個人情報保護法2条3項は、取得（同法20条2項）および第三者提供（27条2項）に、例外として明示した場合を除き、必ず本人の同意を必要とする要配慮個人情報の例として、「犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実」をあげる。死者の個人情報は個人情報保護法の対象外である（同法2条1項）ものの、個人情報保護委員会（2023：6）によれば、「遺族等の生存する個人に関する情報でもある場合」は保護の対象となる。同居家族がいる場合、被害者の住所等はこの条件に該当する可能性があるところ、行政も個人情報保護法の規制を受けることから、警察発表において被害者の個人情報の公表については、同居家族等の同意があるかどうかは同法の規律を受けることになる。ただし、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。」（同法27条1項2号）などの場合には、同意なく第三者提供ができ、同居家族の同意がなくてもこの条文は災害時の行方不明者や死亡者の氏名等の公表が許容される根拠となる（注9参照）。また、本稿2節「例1」で検討したように、被害者の身元情報が警察によって公表されたおかげで、事件解決や警察の被害者・被害者遺族への対応の問題が明らかになる例もある。警察発表においてどのような場合に被害者の匿名化が許容されうるかは社会的議論にゆだねる必要があることを示唆しているように思われる。なお、報道機関は個人情報取扱事業者の義務に関する規定を適用されない（同法17条1項1号）。
- 16) 現代における地域共同体による葬送儀礼の執行から葬祭業への委託や葬送儀礼の変化については、山田（2007）なども参照。また、1980年代には、葬儀の場所・会葬者の規模の変化とともに、臨終・看取りの場が自宅から病院・施設に変化したとの観察もある。倉石（2015）参照。新谷（2015）は、公設火葬場・企業葬祭ホルの開設によって、時間的・地域的差をともないつつ「講中の世話になる葬儀」から「無縁的な葬祭業者からのサービス提供の購入」への移り変わると記述する。

参考文献

- 浅野健一（2019）「犠牲者35人のうち20人は匿名希望 京アニ事件犠牲者の『実名』は本当に必要か」『創』49（9）、96-103.
- 浅野健一（2004）『新版 犯罪報道の犯罪』講談社.
- 朝日新聞事件報道小委員会（2012）『事件の取材と報道 2012』朝日新聞社.
- 梓澤和幸（2007）『報道被害』岩波書店.
- 安部かすみ（2021a）「アメリカ同時多発テロから20年「まだ終わっていない」…NY倒壊跡地はいま」『Yahoo! JAPAN ニュース』2021年9月8日. <https://news.yahoo.co.jp/expert/articles/e0feae8b38b9d46891ef69e02c7c8494aa497e1f>
- 安部かすみ（2021b）「NYグラウンドゼロだけではない「911慰霊碑」 建築家・曾野正之が込めた思い【911から20周年】」『Yahoo! JAPAN ニュース』2021年9月9日. <https://news.yahoo.co.jp/expert/articles/3ccae282b50ebee3e00d6dbedf5f1b220a5de42>
- 阿留多伎真人・渡邊千恵子（2007）「葬儀構造の変化の方向性—仙台市の斎場の利用圏」『尚絅学院大学紀要』54、1-9.
- 飯島滋明編著（2013）『憲法から考える実名犯罪報道』現代人文社.
- 石川哲也・八木澤壯一・吉村彰（1992）「著名人の死亡地および葬儀の場所と形式について—葬祭施設の建築計画に関する研究 その96—」日本建築学会大会学術講演梗概集（5213）、1992年8月、425-426.

- FNNプライムオンライン編集部 (2020a) 「それでも実名報道が大切な理由 桶川ストーカー事件の被害者遺族に聞く (2) 実名報道を考える第二回～京都アニメーション放火事件からまもなく一年～」『FNNプライムオンライン編集部』2020年7月16日. <https://www.fnn.jp/articles/-/63110>
- FNNプライムオンライン編集部 (2020b) 「実名報道を考える 第三回「時間がたつと必ず伝えたい」名古屋市西区主婦殺害事件の被害者遺族 (1)」『FNNプライムオンライン』2020年7月23日. <https://www.fnn.jp/articles/-/64994>
- 大谷卓史 (2017) 「顔が見たい」『情報倫理』みすず書房.
- 香川雄一・小口高 (2004) 「川崎臨海部における公害病患者と死亡者の分布」『日本地理学会発表要旨集』(65), 130.
- 倉石あつ子 (2015) 「高度経済成長期前後の葬儀変遷: 家族・介護・看取りを視野に入れて」『国立歴史民俗博物館研究報告』(191), 201-234. <https://doi.org/10.15024/00002160>
- 倉内喜久雄・西川濱八 (1958) 「過去5年間国内4大新聞紙上に現れた死亡記事による著名人の死因調査研究」『高令医学』1 (1), 21-25.
- 倉内喜久雄・西川濱八・高野宇多磨 (1958) 「過去5年間国内4大新聞紙上に現れた死亡記事による著名人の死因調査研究 (第2報)」『高令医学』1 (2), 42-47.
- 倉内喜久雄・西川濱八・西川光彦・西川幸子 (1958) 「過去5年間国内4大新聞紙上に現れた死亡記事による著名人の死因調査研究 (第3報)」『高令医学』2 (1), 9-11.
- 警察庁 (2010) 「平成21年度犯罪被害類型別継続調査」結果 (要約)]. <https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/report/h21-2/pdf/gaiyou.pdf>
- 個人情報保護委員会 (2023) 『個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン』(通則編)』個人情報保護委員会.
- 小谷みどり (2014) 「葬送の変容と社会背景」『都市公園』(207), 2-5.
- 桜井恒太郎 (1987) 「突然死と虚血性心疾患—人口動態統計と死亡記事からみた診断の問題点について」『最新医学』42, 1478-1481.
- 澤康臣 (2019) 『なぜイギリスは実名報道にこだわるのか 英国式事件報道ペーパーバック版』金風舎.
- 清水潔 (2008) 『桶川ストーカー殺人事件—遺言—』新潮社 (Kindle版).
- 新谷尚紀 (2009) 『お葬式 死と慰霊の日本史』吉川弘文館.
- 新谷尚紀 (2015) 「葬送習俗の民俗変化2: 広島県山県郡北広島町域 (旧千代田町域) の事例より: 2008年葬祭ホール開業とその前後」『国立歴史民俗博物館研究報告』(191), 9-62. <https://doi.org/10.15024/00002156>
- 全国知事会 (2021) 「災害時の死者・行方不明者の氏名等公表に係るガイドライン 令和3年6月」.
- 曾我部真裕 (2016) 「『実名報道』原則の再構築に向けて『論拠』と報道被害への対応を明確に (相模原事件の匿名報道を考える)」『Journalism』(317), 83-90.
- 曾我部真裕 (2019) 「報道界挙げて社会と対話を: ネット時代の被害者報道と実名報道原則 (京都アニメーション放火事件と報道)」『新聞研究』(819), 16-19.
- 武田文・江口篤寿 (1988) 「日本社会における上層階級の死亡状況の変遷—新聞死亡記事掲載者について—」『民族衛生』54 (1), 30-40.
- 田中欽也・八木澤壯一 (1999) 「5247 葬送方法と葬儀形態の現状と動向について: 新聞死亡記事の分析」『日本建築学会 学術講演梗概集. E-1, 建築計画 I, 各種建物・地域施設, 設計方法, 構法計画, 人間工学, 計画基礎』(1999), 493-494.
- 中郡英男 (2008) 『誘拐捜査』創美社・集英社.
- 坪内玲子 (1980) 「喪主にみる「家」観念の変遷—新聞の死亡記事を資料として」『ソシオロジ』24 (2), 93-102.
- 内閣府 (2000) 「世論調査報告概要平成12年9月調査 犯罪被害者に関する世論調査」. <https://survey.gov-online.go.jp/h12/hanzai/index.html>
- 中村好一・松原優里・笹原鉄平・古城隆雄・阿江竜介・青山泰子・牧野伸子・小池創一・石川鎮清 (2018) 「地方紙に掲載された自己申告型死亡記事」『日本公衆衛生雑誌』65 (2), 72-82.

- 名古屋市 (2017) 「名古屋市犯罪被害者等ニーズ調査結果報告書 平成29年7月」. <https://www.city.nagoya.jp/sportsshimin/cmsfiles/contents/0000104/104254/tyousakekka.pdf>
- 日本新聞協会 (2022a) 「新聞協会の少年法第61条の扱いの方針 1958 (昭和33) 年12月16日 2022 (令和4) 年2月16日改定」. https://www.pressnet.or.jp/statement/report/220216_89.html
- 日本新聞協会 (2022b) 「実名報道に関する考え方 2022年3月」. https://www.pressnet.or.jp/statement/report/220310_14533.html
- 日本新聞協会編集委員会 (2006) 『実名と報道』 日本新聞協会. <https://www.pressnet.or.jp/publication/book/pdf/jitsumei.pdf>
- 久松彰彦 (2015) 「葬送儀礼の現代における変容」『東京大学宗教学年報』(33), 139-147.
- 福田充 (2020) 「昭和～平成～令和で変貌した葬儀・供養のあり方について」『葬送文化』(21), 47-57.
- 藤岡英之 (2015) 「葬儀の近接性の変化—宇都宮市における葬儀場所の選択と日取り—」2015年度日本地理学会秋季学術大会. https://doi.org/10.14866/ajg.2015a.0_100080
- 湖野貴生 (2013) 「実名犯罪報道をめぐる無罪推定法理の意義と射程」飯島滋明編著 (2013) 『憲法から考える実名犯罪報道』現代人文社, 133-149.
- 法務省 (2021) 「少年法が変わります！ 令和3年6月」. https://www.moj.go.jp/keijil/keijil4_00015.html
- 本田靖春 (1977) 『誘拐』文藝春秋.
- 村上興匡 (1990) 「大正期東京における葬送儀礼の変化と近代化 (現代における死と宗教〈特集〉)」『宗教研究』64 (1), 37-61.
- 村上興匡 (2001) 「近代葬祭業の成立と葬儀慣習の変遷 (〈COE国際シンポジウム ポスターセッション〉 生・老・死: 日本人の人生観—内からの眼, 外からの眼: 死)」『国立歴史民俗博物館研究報告』91, 137-150.
- 森岡聖次・奥田恭久 (2012) 「禁煙導入のための死亡情報活用～喫煙関連疾患死亡リストの構築～」『禁煙科学』6 (3), 1-5.
- 諸岡達一 (2002) 「プロ野球選手の「死亡記事」と新聞学—ニュース価値判断の乖離に関する偏断」『ベースボールロジー』(3), 460-587.
- 山崎栄一・岡本正・板倉陽一郎 (2023) 『個別避難計画作成とチェックの8 Step: 災害対策で押さえておきたい個人情報の活用と保護のポイント』ぎょうせい.
- 山田慎也 (2007) 『現代日本の死と葬儀—葬祭業の展開と死生観の変容』東京大学出版会.
- 湯浅壘道 (2019) 「地方公共団体における個人情報保護法制の課題」『都市問題』110, 55-63.
- 渡邊千恵子・阿留多伎真人 (2006) 「家族の私事化と葬儀の変化」『尚絅学院大学紀要』52, 131-137.
- Nussbaum, Martha (2004) *Hiding from Humanity: Disgust, shame, and the law*, Princeton University Press. = (2010) 河野哲也ほか訳『感情と法: 現代アメリカ社会の政治的リベラリズム』慶應義塾大学出版会.

